

○工事等に要する経費の前金払の取扱要綱

昭和62年3月31日告示第6号

改正

平成19年8月31日告示第70号

平成25年1月4日告示第1号

平成26年3月27日告示第19号

平成27年2月23日告示第6号

平成30年5月15日告示第57号

令和2年1月31日告示第5号

工事等に要する経費の前金払の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び鳥羽市会計規則（平成26年規則第5号）に規定する前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲及び限度額等)

第2条 前金払（第5条の規定による中間前金払を除く。以下同じ。）を行う範囲は、請負金額が300万円以上の工事等とし、前金払の限度額は次の各号に定める額（10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

(1) 土木建築に関する工事（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項に規定する工事に限る。以下同じ。）当該請負金額の100分の40（債務負担行為に係る契約分にあつては、当該会計年度の出来高予定額の100分の40）

(2) 土木建築に関する工事の測量、設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 当該請負金額の100分の30（債務負担行為に係る契約分にあつては、当該会計年度の出来高予定額の100分の30）

2 2会計年度以上にわたる契約に係る前払金額は、当該会計年度の出来高予定金額に工事内容に応じ前項に定める率を乗じて年度ごとに算出するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金を支払うことができる。

4 前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事での償却割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

（工事等内容の変更に伴う前払金の増減）

第3条 工事等内容の変更その他の理由により、契約金額を変更した場合において、変更後の契約金額が変更前の契約金額の2割以上増減したときは、前払金の金額も前条の割合で増減することができる。

（前金払の請求及び支払）

第4条 前金払の請求をしようとするものは、前金支払請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の規定に基づく保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による前金払の請求を審査し適当と認めるときは、請求のあった日から14日以内に支払うものとする。

（中間前金払の範囲及び限度額等）

第5条 中間前金払は、請負金額が300万円以上の土木建築に関する工事であって、次の要件を全て満たしている場合に、第2条第1項第1号の範囲内で既にした前金払に追加して行うことができる。

（1）工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。

（2）工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1(債務負担行為に係る契約分にあつては、当該会計年度の出来高予定金額の2分の1)以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の額は、請負金額の100分の20(債務負担行為に係る契約分にあつては、当該会計年度の出来高予定額の100分の20)以内の額(10万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

3 第2条第2項から第4項まで及び第3条の規定は、中間前金払に準用する。
(中間前金払と部分払の選択)

第6条 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。ただし、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定金額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

(中間前金払の認定)

第7条 受注者は、中間前金払の請求をしようとするときは、あらかじめ、中間前払金認定請求書に工事履行状況報告書を添えて市長に提出し、中間前金払に係る認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の請求があつたときは、第5条各号の要件(以下「認定要件」という。)を全て満たしているかどうかを調査するものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができる。

3 前項の調査は、当該工事の担当課長(以下「担当課長」という。)が行うこととし、担当課長は、認定要件を工事履行状況報告書により確認できるものとする。

4 担当課長は、調査の結果、認定要件の全てを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書に添付するものとする。

5 中間前金払の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内(鳥羽

市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に規定する市の休日を除く。）を行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合その他特別の事情があるときは、この限りでない。

（中間前金払の請求及び支払）

第8条 第4条の規定は、中間前金払に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、この告示の施行の日以後に締結する工事の契約について適用し、同日前に締結した工事の契約については、なお従前の例による。